

第五十二条第二項(第五十五条第二項において準用する場合を含む。)

同項第二号の期間

同項第二号の期間と十二月間までの期間を合算して得た期間

特例省令第四条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第二項(第五十五条第二項において準用する場合を含む。)

同項第二号の期間と十二月間までの期間を合算して得た期間

特例省令第四条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第二項(第五十五条第二項において準用する場合を含む。)

特例省令第四条第一項の規定により読み替えられた同項第二項(第五十二条第二項において準用する場合を含む。)

特例省令第二条第一項の表第五十二条第二項(第五十五条第二項において準用する場合を含む。)

特例省令第四条第一項の規定により読み替えられた同項第二項(第五十二条第二項において準用する場合を含む。)

特例省令第四条第一項の規定により読み替えられた同項第二項(第五十二条第二項において準用する場合を含む。)

特例省令第二条第一項の表第五十二条第二項(第五十五条第二項において準用する場合を含む。)

特例省令第四条第一項の規定により読み替えられた同項第二項(第五十二条第二項において準用する場合を含む。)

2 前項の規定は、平成二十六年四月一日から平成二十六年九月三十日までの間に前項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用する。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第二十七号

予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第四条第一項の規定に基づき、予防接種法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

予防接種法施行規則の一部を改正する省令

第一条中、「麻しん」の下に、「風しん」を加える。

附則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第二十八号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第十一条第一項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)の一部を次のように改正する。
第二条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。
八 風しん

附則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第二十九号

健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八条の規定を実施するため、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十年厚生労働省令第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第七条中、「平成二十六年度」を「平成二十九年」に改める。

附則第十一条第六項中、「から平成二十六年度までの各年度」を削り、同条に次の一項を加える。

7 平成二十四年度から平成二十九年年度までの各年度において、退職被保険者等所属市町村について、第三項に規定する新調交省令の規定を適用する場合には、同項の規定を準用する。この場合において、同項中、「附則第九条第一項」とあるのは、「附則第九条第五項において準用する同条第四項において読み替えて準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

附則第十二条第三項中、「平成二十六年度」を「平成二十九年」に、同条の表第二条第二項の項中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第三十号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)第一条第一項及び第五条第七項の規定に基づき、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令(昭和四十七年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一号イ中、「0.4460」を「0.4262」、「1,504.00円」を「1,504.00円」に改め、同号ロ中「0.00000293」を「0.000002793」、「0.011120」を「0.010662」に改め、同条第二号イ中、「一万四千二百八十八円十三銭」を「一万六千二百五十七円六十九銭」に改め、同号ロ中、「〇・〇一一七三六」を「〇・〇一三三三五」に改め、同条第三号イ中、「一万五千七百八十八円二十銭」を「一万五千八百八十六円三十五銭」に改め、同号ロ中、「〇・〇〇九九九四」を「〇・〇一〇〇〇七」に改める。

附則第二条(見出しを含む)中、「平成二十四年度」を「平成二十五年」に、「百分の百十七」を「百分の百三十三」に改める。

附則第二条の二(見出しを含む)中、「平成二十四年度及び平成二十五年」を「平成二十五年及び平成二十六年」に改め、該当する者」の下に、「であつて、平成二十六年三月三十一日以前に七十歳に達した者(次条において「特例措置対象被保険者」という。))」を加える。

附則第二条の三(見出しを含む)中、「平成二十四年度及び平成二十五年」を「平成二十五年及び平成二十六年」に改め、該当する者」の下に、「であつて、特例措置対象被保険者」を加える。

附則第四条の表第二項の項中、「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

別表第一及び別表第二の二を次のように改める。